

# 北海道釧路市

## 企業立地のご案内



釧路市は人口約17万人、釧路湿原国立公園、阿寒摩周国立公園という2つの国立公園があり、タンチョウやマリモなど豊かな自然に恵まれていることで知られるとともに、東北道の政治・経済・文化の中心として発展を続ける拠点都市です。  
また、1,362.90km<sup>2</sup>という広大な面積を有し、それぞれの地区でその地区の特色を生かした産業が発展しています。

### 釧路地区

地元の豊かな資源を利用した水産業、石炭産業、紙・パルプ産業が発達し、これらと密接に結びついた食品関連産業や機械金属関連産業が盛んです。  
また、冷涼な気候を生かした植物工場などが立地しています。



### 阿寒地区

内陸に位置するため比較的温暖な気候を利用した農業が発達し、地元の豊かな観光資源を利用した旅館業や観光産業も盛んです。  
また、近年、エゾシカを活用した商品開発に力を入れている企業も立地しています。



### 音別地区

広大な土地と良質で豊富な工業用水を利用した製薬業、食品製造業をはじめ、水産用ローブなどの製造業が盛んです。  
また、恵まれた自然を生かした農業や林業も盛んです。



# 釧路市の立地環境

## ●地域の産業特性・産業資源

### 地域で産出される農林水産資源



水産物・生乳・森林資源

### 食料品製造業の集積



地域資源を活用した加工商品

### 紙・パルプ、機械金属関連産業の集積



ものづくり産業との連携

### 地域の特色を生かしたエネルギー資源



天然ガス供給・国内唯一の坑内掘炭鉱

### 豊かな観光資源



阿寒摩周国立公園

釧路湿原国立公園

### IT産業の集積と支援機関



釧路工業技術センター

### 首都圏や道央圏と繋がる物流網



港湾設備・道路網・鉄道網・航空路線

### 北海道の中でも夏冷涼な気候・長い日照時間



地域特有の自然環境

# ●最近の立地のポイント

## 植 物 工 場

夏冷涼な気候

工場余熱

物流機能



(株)北海道サラダパブリカ

## エネルギー供給・未利用資源活用

石 炭

バイオマス

「ズリ」の活用



(株)釧路火力発電所(建設中)【石炭】【バイオマス】



(株)柏木興産【ズリの活用】

※「ズリ」～石炭の生産工程で出てくる石

## 物 流 倉 庫

高 速 道 路

港

冷涼な気候



(株)セイコーフレッシュフーズ



道米荷役(株)

# 海へ、陸へ、空へ、充実の物流ネットワーク

## 海

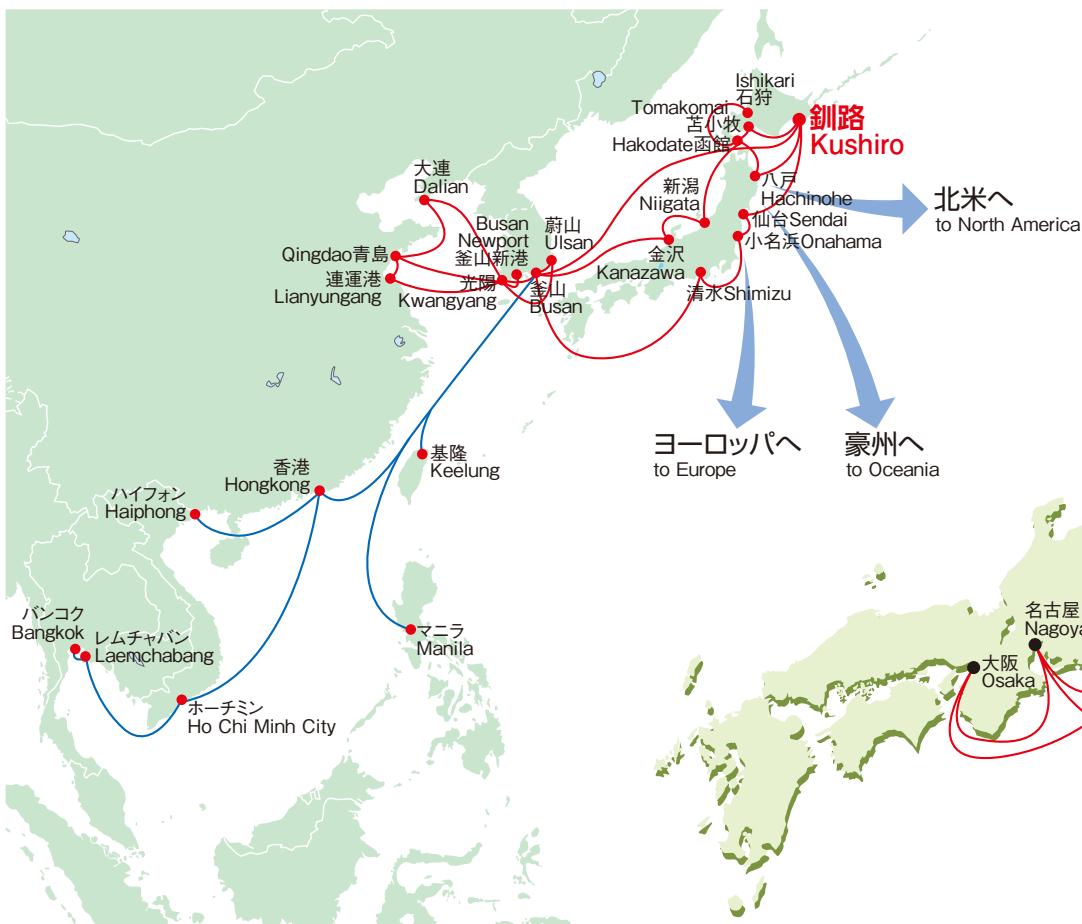
### 釧路港

～国内外と結ばれる24時間フルオープンの物流基地～

- 重要港湾・釧路港は、国内外の主要港と結ばれる東北道の物流基地！
- 北米に最も近い優位性を活かした輸出入が盛ん！
- CIQ体制（税関・出入口管理・検疫）が整備された国際物流港湾！
- 西港区は、24時間フルオープンで港湾EDIシステム導入済！
- 東北道初の-14m岸壁（西港区第4埠頭）で大型船も対応可能！
- 2009年（平成21年）にはガントリークレーンを配備した国際コンテナターミナル完成！
- 2011年（平成23年）に国際バルク戦略港湾（穀物）に選定され、2018年（平成30年）に施設が完成！



#### ●外航コンテナ定期航路



#### ●国内定期航路



# 陸

## 道東自動車道阿寒ICが開通!

- 道央圏へ直通する高速道路が釧路市内まで到達!
- 札幌・苫小牧港・帯広方面へのアクセスが便利に!
- 釧路市中心部(釧路西IC)まで延伸予定!(建設中)



## 新富士駅

～渋滞知らずの鉄道コンテナで本州・四国・九州へ!～

- 釧路(新富士駅)から貨物列車が毎日出発!
- 工業団地からも近くて便利!
- 釧路で生産された紙製品も鉄道コンテナを利用!



# 空

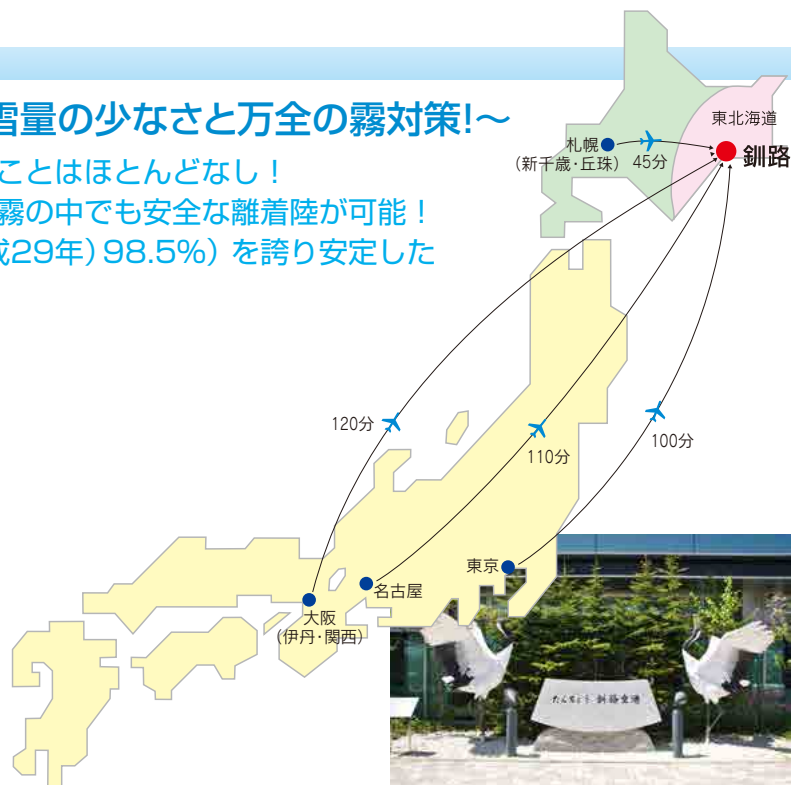
## 釧路空港

～高い就航率のヒミツは、降雪量の少なさと万全の霧対策!～

- 降雪量が少なく、雪で欠航になることはほとんどなし!
- 高性能計器着陸システムにより濃霧の中でも安全な離着陸が可能! だから高い就航率(2017年(平成29年)98.5%)を誇り安定した輸送ができるのです。

### ●就航路線と所要時間

- 釧路 — 東京(羽田)線  
(日本航空3往復、全日本空輸1往復、エアドゥ・全日本空輸共同運航便2往復)
- 釧路 — 新千歳線 (全日本空輸3往復)
- 釧路 — 丘珠線 (日本航空4往復)
- 釧路 — 関西線 (ピーチ・アビエーション1往復)
- 釧路 — 伊丹線 (全日本空輸 ※季節運航)
- 釧路 — 中部線 (日本航空 ※季節運航)



# 海へ、陸へ、空へ、開かれた産業基地

## ～釧路市の工業団地のご案内～

### ●工業団地の位置図



### ①西港臨海工業団地

釧路地区

#### 物流の拠点・釧路西港に隣接した工業団地！

- ・ 釧路西港に隣接！ ～ 物流系の業種にもおすすめです
- ・ 空港にも近い！ ～ 釧路空港まで20分
- ・ 貨物取扱駅にも近い！ ～ 新富士駅まで5分

所在地	釧路市西港、星が浦南
分譲主体	釧路市
面積	総面積：265.4ha 分譲中面積：18.6ha
交通アクセス	空港：釧路空港まで 約14km・20分 港湾：釧路西港まで 約1km・3分 道路：釧路市中心部まで 約6km・20分 阿寒ICまで 約24km・30分 鉄道：JR釧路駅まで 約6km・20分 JR新富士駅まで 約2km・5分 （貨物取扱駅）



#### 主な立地企業

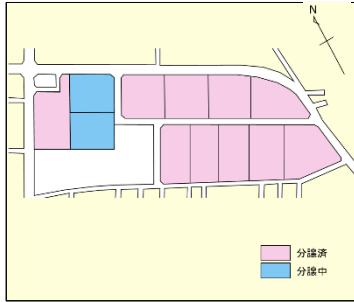

- ・ 中部飼料株式会社
- ・ ミツ輪運輸株式会社 など

## ② 釧路益浦軽工業団地

釧路地区

### 市内中心部に近く、眼下に太平洋を見下ろす軽工業団地！

- ・高台に位置し、太平洋を見晴らす最高のロケーション！
- ・市内中心部に近い！ ～ 市内中心部まで15分

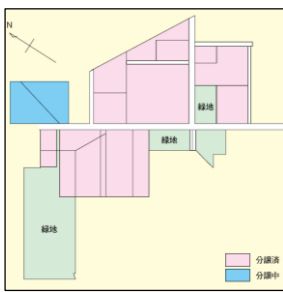

所在地	釧路市益浦3丁目		
分譲主体	太平洋興発(株)		
面積	総面積：10.5ha 分譲中面積：1.5ha	<p>主な立地企業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東光薬品工業株式会社</li> <li>・株式会社らんぷあん</li> <li>・株式会社近海食品</li> </ul>	
交通アクセス	空港：釧路空港まで 約25km・50分 港湾：釧路西港まで 約12km・35分 道路：阿寒ICまで 約37km・45分 釧路市中心部まで 約5km・15分 鉄道：J R 釧路駅まで 約5km・15分 J R 新富士駅まで 約8km・25分 (貨物取扱駅)		

## ③ 布伏内工業団地

阿寒地区

### アクセス良好・ICに近い工業団地！

- ・空港が近い！ ～ 釧路空港まで20分
- ・高速道にも近い！ ～ 阿寒ICまで15分

所在地	釧路市阿寒町布伏内22線北		
分譲主体	釧路市		
面積	総面積：16.7ha 分譲中面積：1.5ha	<p>主な立地企業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・株式会社日本総合施設</li> </ul>	
交通アクセス	空港：釧路空港まで 約20km・20分 港湾：釧路西港まで 約35km・40分 道路：釧路市中心部まで 約40km・50分 阿寒ICまで 約12km・15分 鉄道：J R 釧路駅まで 約40km・50分 J R 新富士駅まで 約35km・40分 (貨物取扱駅)		

## ④ 音別工業団地 (鉄南団地)

音別地区

### 充実した物流アクセスを持つ工業団地！

- ・釧路市の西端・国道38号に隣接！ ～ 道央方面には市内中心部と比べて約1時間近い

所在地	釧路市音別町海光1丁目		
分譲主体	釧路市		
面積	総面積：3.9ha 分譲中面積：1.9ha	<p>主な立地企業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・株式会社大塚製薬工場</li> <li>・大塚食品株式会社</li> <li>・カネヤ製鋼株式会社</li> </ul>	
交通アクセス	空港：釧路空港まで 約34km・40分 港湾：釧路西港まで 約39km・45分 道路：国道38号に隣接 白糠ICまで 約35km・40分 釧路市中心部まで 約45km・50分 帯広市まで 約75km・80分 鉄道：J R 釧路駅まで 約45km・55分 J R 新富士駅まで 約41km・46分 (貨物取扱駅)		

# 試験研究機関 支援機関



釧路工業技術センター



釧路市水産加工振興センター



釧路高専地域共同テクノセンター



北海道立総合研究機構釧路水産試験場



北海道区水産研究所

# 教育機関



釧路公立大学・地域経済研究センター



北海道教育大学教育学部釧路校



釧路工業高等専門学校



釧路短期大学

## ● 釧路市内の高等学校

釧路湖陵高等学校・釧路江南高等学校  
 釧路商業高等学校・釧路工業高等学校  
 釧路明輝高等学校・阿寒高等学校  
 釧路北陽高等学校・武修館高等学校



# 生活環境

(2019年(平成31年)1月現在)

## 医療施設

・ 釧路市 病院	施設数	17
	(総合病院)	1)
	病床数	3,497
診療所	施設数	64
	病床数	83
歯科診療所	施設数	92



市立釧路総合病院



釧路労災病院



釧路赤十字病院

## 文化・レジャー施設

市立図書館、市立博物館、生涯学習センター、釧路市こども遊学館、市民文化会館、観光国際交流センター、釧路空港ゴルフクラブ、丹頂鶴自然公園、阿寒国際ツルセンター、釧路市動物園、国設阿寒湖畔スキー場、阿寒カントリークラブ、阿寒湖アイヌシアター「イコロ」、音別町体験学習センター「こころみ」、道の駅阿寒丹頂の里、大規模運動公園、釧路市湿原展望台、湿原の風アリーナ釧路 など



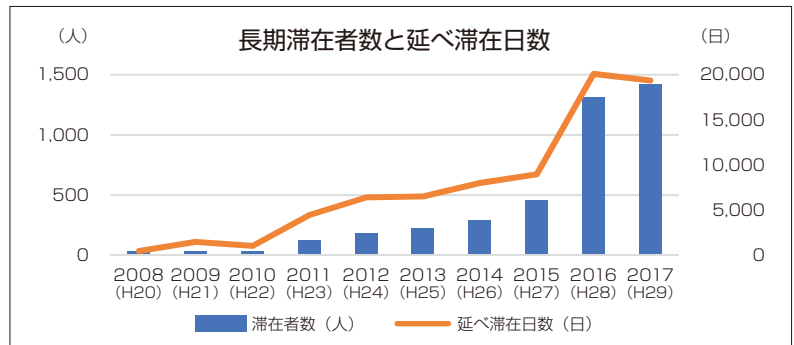
釧路市こども遊学館

## 子育て環境

認可保育所19か所・幼稚園19か所（認定こども園15か所）、子育て支援拠点センター5か所、児童館・児童センター21か所、小学校27校、中学校17校 など

## 長期滞在

北海道体験移住「ちょっと暮らし」釧路市が人気No.1！  
涼しくしろでワーケーションしてみませんか!?



## 21世紀末における気候変動予測

気候変動予測の各シナリオ (RCP2.6~RCP8.5) では全国的に平均気温が上昇するものの、釧路地方は最も冷涼な気候を保ち続けることが予測されています。

	北日本 日本海側	北日本 太平洋側	東日本 日本海側	東日本 太平洋側	西日本 日本海側	西日本 太平洋側	沖縄・奄美
	札幌	釧路	新潟	東京	福岡	大阪	那覇
平年値	8.9	6.2	13.9	15.4	17.0	16.9	23.1
RCP2.6~8.5	+1.1 ~4.4	+1.2 ~4.7	+1.2 ~4.8	+1.1 ~4.3	+1.1 ~4.1	+1.1 ~4.0	+0.9 ~3.3

【出典】環境省「21世紀末における日本の気候」を加工して作成

(参考)	札幌	釧路	新潟	東京	福岡	大阪	那覇
夏季平均気温 6~8月 (°C)	19.8	15.0	23.7	24.3	26.1	26.6	28.1
夏季日最高気温 6~8月 (°C)	24.3	18.3	27.6	28.5	30.0	30.9	30.9

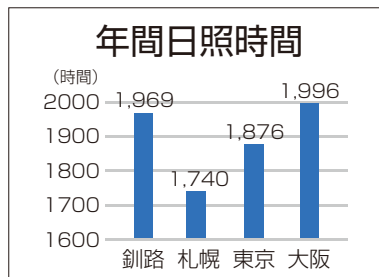
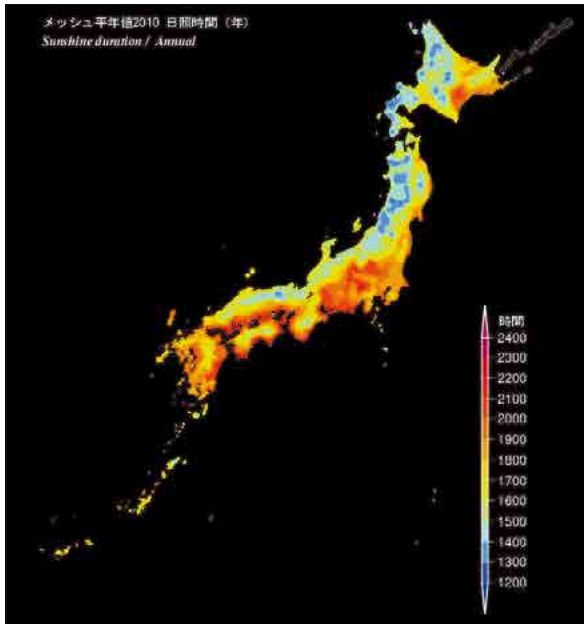
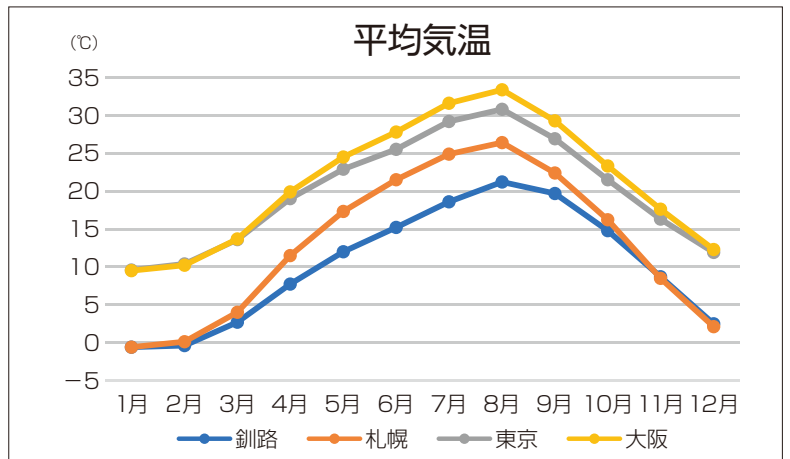
【出典】気象庁ホームページ (1981~2010の平年値)

# データで見る 釧路

## 釧路の気象状況

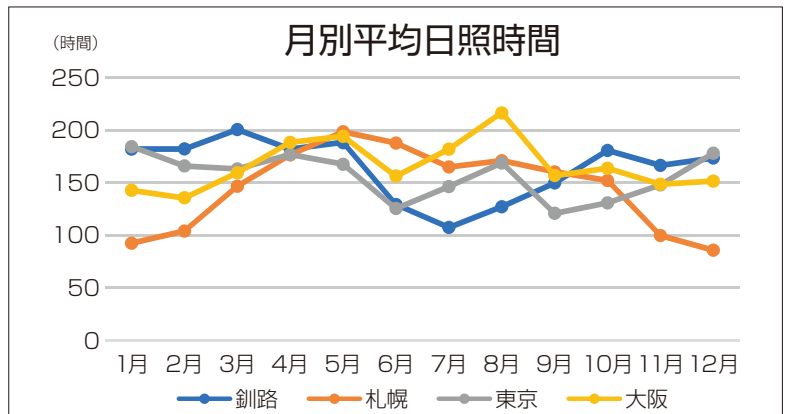
### ● 平均気温

真夏でも平均気温は25℃以下！  
冬の降雪も少なく過ごしやすい気候です！



### ● 日照時間

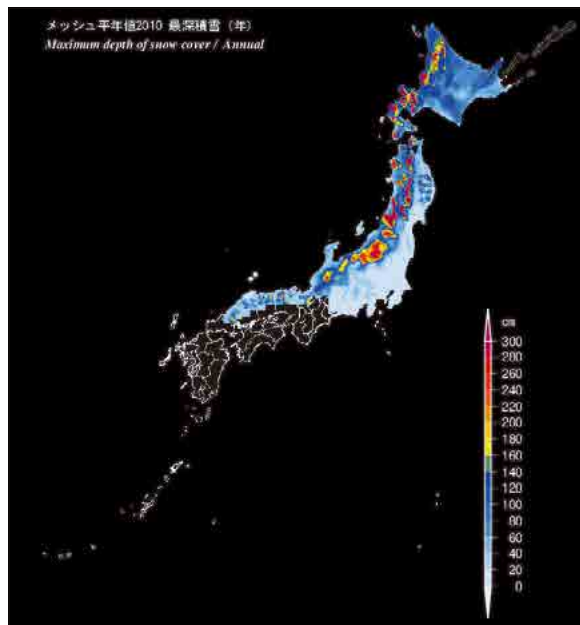
全国的に見ても日照時間の長い地域です。  
特に冬～春にかけて長くなる傾向があります。



### ● 降雪量・積雪量

釧路は北海道内でも最も雪が少ない地域の一つです。

	合計降雪量 (単位：cm)	最深積雪量 (単位：cm)
旭川	743	94
小樽	676	122
稚内	656	81
札幌	597	100
北見	433	82
函館	381	45
網走	378	57
室蘭	211	26
帯広	201	63
<b>釧路</b>	<b>162</b>	<b>38</b>
苫小牧	138	28



【資料】気象庁ホームページ  
(1981～2010の平年値)

# 人口・世帯数

市町村名	人口 (人)			世帯数
	総数	男	女	
釧路市	170,364	80,102	90,262	94,654

【資料】釧路市住民基本台帳(2019年(平成31年))1月末

# 産業・経済・労働力

## ●事業所数・従業者数

市町村名	製造業事業所数	製造業従事者数 (人)
釧路市	166	4,649
釧路管内	291	8,613

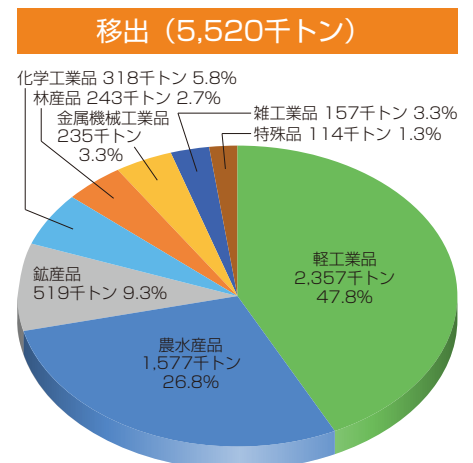
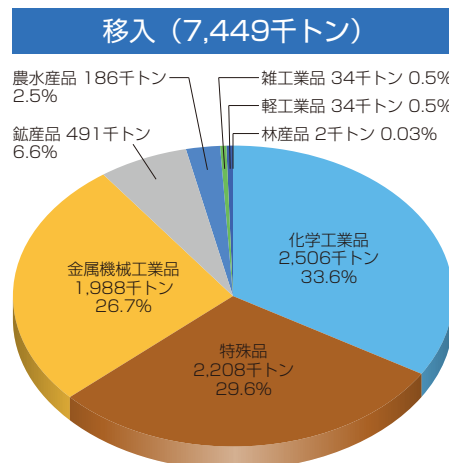
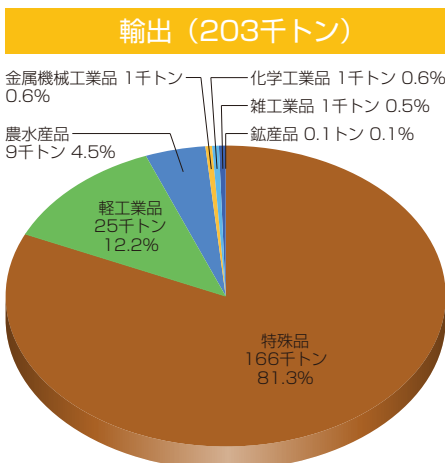
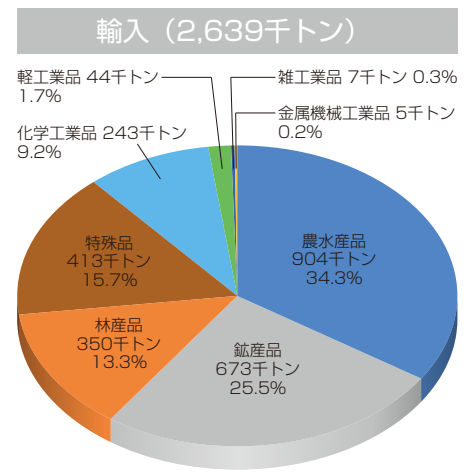
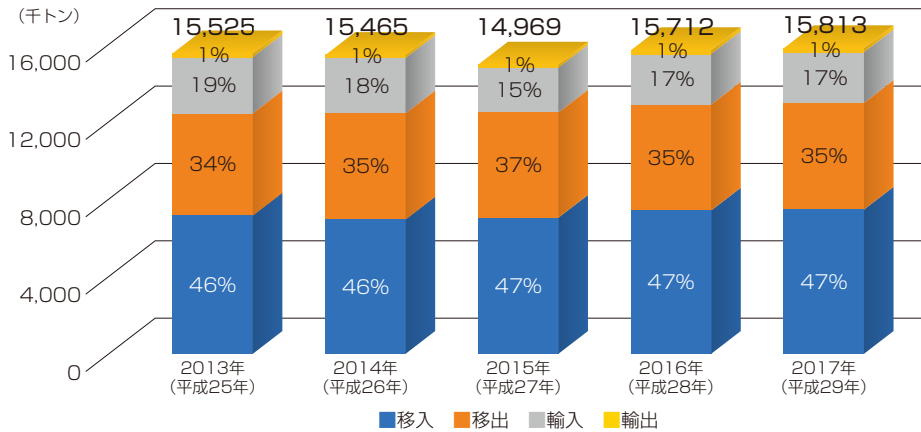
## ●製造品出荷額等

都市名		製造業事業所数	製造業従事者数 (人)	出荷額等 (万円)
1位	苫小牧市	188	10,951	116,044,810
2位	室蘭市	121	7,523	63,653,826
3位	札幌市	892	27,029	53,459,685
4位	千歳市	93	7,372	24,554,720
5位	<b>釧路市</b>	<b>166</b>	<b>4,649</b>	<b>23,719,987</b>

【資料】北海道統計課(2017年(平成29年)工業統計調査)

## ●港湾利用状況 (釧路港) 貨物取扱量

取扱貨物量の推移



【資料】釧路市港湾空港振興課(2017年(平成29年)港湾統計調査)

# 釧路市企業立地促進条例に基づく 設備投資等の支援



## 【助成金】

2024(令和6)年4月1日改正施行

種類	対象業種	対象要件	補助金等の額	限度額	
設備投資 資金助成	・製造業 ・ソフトウェア業 ・情報処理サービス業 ・データセンター ・コールセンター ・リサイクル産業施設 ・試験研究施設 ・植物工場	【新設の場合】 ・固定資産(土地を除く)の取得価額：5,000万円以上 ・新たに雇用される者：5人以上	固定資産(土地を除く)の取得価額の8/100相当額	1億円 (新たに雇用される者が10人以上の場合は2億円)	
		【増設の場合】 ・固定資産(土地を除く)の取得価額：3,000万円以上	固定資産(土地を除く)の取得価額の4/100相当額 (新たに雇用される者が5人以上の場合は8/100相当額)	1億円	
	阿寒音 別地区 のみ	・旅館業 ・観光施設 ・特産品開発施設 ・教育文化施設 ・医療福祉施設 ・その他の施設	【新設の場合】 ・固定資産(土地を除く)の取得価額：5,000万円以上 ・新たに雇用される者：5人以上	固定資産(土地を除く)の取得価額の8/100相当額	1,000万円
			【増設の場合】 ・固定資産(土地を除く)の取得価額：3,000万円以上	固定資産(土地を除く)の取得価額の4/100相当額 (新たに雇用される者が5人以上の場合は8/100相当額)	
雇用助成	・製造業 ・リサイクル産業施設 ・植物工場 ・電気業(新エネルギー供給業を除く) ・ガス業 ・熱供給業	【新設の場合】 ・新たに雇用される者：5人以上 【増設の場合】 ・取得した固定資産(土地を除く)の基準年度における評価額：3,000万円以上 ・新たに雇用される者：5人以上	新たに雇用される者1人につき20万円 (特例の場合30万円)	3,000万円	
		・ソフトウェア業 ・情報処理サービス業 ・データセンター ・コールセンター ・試験研究施設			・新たに雇用される者：5人以上
	新エネルギー供給業(太陽光をエネルギー源とするものを除く)【新設のみ】	・取得した固定資産の取得価額：10億円以上 ・新たに雇用される者：1人以上			
	阿寒音 別地区 のみ	・旅館業 ・観光施設 ・その他の施設			・新たに雇用される者：20人以上
緑化助成	・製造業 ・電気業 ・ガス業 ・熱供給業	工場立地法第6条第1項の規定による特定工場(敷地面積9,000㎡以上又は建築面積3,000㎡以上)の届出を要するもの	緑化事業に要したと認められる経費の25/100相当額	1,000万円	
土地取得 助成	・製造業 ・ソフトウェア業 ・情報処理サービス業 ・データセンター ・コールセンター ・リサイクル産業施設 ・試験研究施設 ・植物工場	【市外からの進出の場合】 ・土地を取得し、3年以内に操業等を開始すること 【市外からの進出以外の場合】 ・土地を取得し、3年以内に操業等を開始すること ・雇用助成の対象要件を満たすこと	土地取得価額(事業場の用に直接供する部分の建築面積相当分)の25/100相当額	1億円	
事業所 賃借料助成	コールセンター 【新設のみ】	・新たに雇用される者：50人以上	事業所賃借料の1/2相当額を3年間	年500万円	
	本社機能移転事業所	・新たに雇用される者：30人以上 ・事務所又は事業所の面積：300㎡以上 ・市外から市内に本社機能を移転することを公表すること ・この条例に基づく他の助成の措置の対象とならないこと	事業所賃借料の1/2相当額を1年間		
通信回線 使用料助成	コールセンター 【新設のみ】	・新たに雇用される者：50人以上	通信回線使用料の1/2相当額を3年間	年1,000万円	
特別援助	阿寒音 別地区 のみ	上記の全業種	特別援助の申請があった場合で、阿寒・音別地区の産業振興上特に必要があると認めるとき	・出資又は融資のあつせん ・土地又は建物のあつせん ・市有普通財産の貸付け又は売却 ・労働力の確保 ・用水の確保 ・道路等周辺公共施設の計画的整備 ・その他必要な援助	

# 【課税の免除】

- ・地域未来投資促進法：地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律
- ・過疎法：過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法

種類	対象業種	対象要件		課税免除	対象資産
地域未来投資促進法関係	承認地域経済牽引事業 (国による課税特例の確認を受けたもの)	固定資産(建物・構築物・その敷地の土地)の取得価額：1億円超 (農林漁業関連業種(※1)は5,000万円超)			建物・構築物・その敷地の土地(※2)
過疎法関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・製造業</li> <li>・旅館業</li> <li>・農林水産物等販売業</li> <li>・情報サービス業等</li> </ul>	資本金の規模	固定資産(土地を除く)の取得価額	基準年度 100/100 2年目 75/100 3年目 50/100	建物・機械装置・その敷地の土地(※3)
		5,000万円以下	500万円以上		
		5,000万円超1億円以下	1,000万円以上【新設・増設のみ】		
		1億円超	2,000万円以上【新設・増設のみ】		
5,000万円以下	500万円以上				
5,000万円超	500万円以上【新設・増設のみ】				

- ※1 製造業のうち食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業、木材・木製品製造業、家具・装備品製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業、プラスチック製品製造業及びゴム製品製造業並びに卸売業のうち各種商品卸売業、飲食料品卸売業、木材・竹材卸売業、農業用機械器具卸売業及び家具・建具卸売業(地域未来投資促進法第26条に規定する総務省令による)
- ※2 取得後1年以内に当該土地を敷地とする建物又は構築物の着手があったもの
- ※3 2021(令和3)年4月1日以降に取得した土地で、取得後1年以内に当該土地を敷地とする建物の建設の着手があったもの

## ■ 「新設」「増設」「市外からの進出」とは

- (1) 新設：次のいずれかの場合をいいます。
- ① 市内に事業場を有していない者が、市内に新たに事業場を設置する場合
  - ② 市内に事業場を有する者が、異種の事業を行うため、新たに事業場を設置する場合
- (2) 増設：次のいずれかの場合をいいます。
- ① 市内に事業場を有する者が、同種の事業を拡大するため、当該事業場を拡張し又は新しい事業場を設置する場合
  - ② 市内に事業場を有する者が、生産能力を増加させる目的をもって、当該事業場に新たに設備を設置する場合
- (3) 市外からの進出：市外に主たる事務所・事業所等を有する者が、市内に事業場を新設する場合をいいます。

## ■ 「新たに雇用される者」とは

- (1) 「新たに雇用される者」は次の条件を満たす者をいいます。正規雇用以外でも、条件を満たす場合は「新たに雇用される者」となります。
- ① 常時雇用される者：労働基準法に定める労働者名簿の調製を要する者(補助金交付申請時に労働者名簿と雇用者保険証の写しにより確認)
  - ② 釧路市の住民基本台帳に登録されている者
  - ③ 次のいずれかに該当する者

設備投資資金助成・雇用助成に係る事業場の新設(※1)	次のいずれかに該当する者で、引き続き1年を超えて雇用され、かつ補助金の交付申請時に雇用されている者 ・当該事業場の操業等開始の日(コールセンターは9か月以内)に雇用されている者 ・当該事業場の操業等開始後3か月以内(コールセンターは9か月以内)に雇用される者
設備投資資金助成・雇用助成に係る事業場の増設(※2)	当該増設の着手日から、当該増設に係る操業等開始後3か月以内(コールセンターは9か月以内)に雇用される者で、引き続き1年を超えて雇用され、かつ補助金の交付申請時に雇用されている者
事業所賃借料助成・通信回線使用料助成に係るコールセンターの新設	次のいずれかに該当する者で、引き続き3か月を超えて雇用され、かつ補助金の申請時に雇用されている者 ・当該コールセンターの事業開始の日(コールセンターは9か月以内)に雇用されている者 ・当該コールセンターの事業開始後9か月以内に雇用される者

- ※1 「市外からの進出」の場合は、操業等開始の日(コールセンターは9か月以内)に雇用されている者、又は操業等開始後3年以内に雇用される者で、引き続き1年を超えて雇用され、かつ補助金の交付申請時に雇用されている者としてします。
- ※2 増設に伴って新たに雇用される者の人数を算定する場合、次のいずれかの人数が新たに雇用される者の人数を下回る場合は、これら

- ・補助金の交付申請時における市内の常用雇用者(引き続き1年を超えて雇用されている者)の人数から、当該増設に係る指定申請前3年間における決算期ごとの市内の常用雇用者の人数のうち最大のものを引いた人数
- ・当該増設の着手日から補助金の交付申請時までの間に市内で新たに雇用される常用雇用者の人数から、当該期間中に市内で退職・異動等により減少した人数を引いた人数

- (2) 雇用助成における「特例」は、次のいずれかに該当する者をいいます。
- ① 雇用前引き続き3年以上、釧路市の住民基本台帳に登録されている者
  - ② 釧路市の住民基本台帳に登録されていた者で、市内において義務教育以上の課程を修了し、進学又は就職のため本市を転出した者であって、雇用時に満30歳未満の者

## ■ 申請の流れ

- ・事業場の取得等(新設・増設工事等)の着手前60日から着手後30日までに、「指定申請」を行ってください。
- ・着手後(既に着手している場合は事業者指定後(ただし)「着手届」、完成後「完成届」、操業等開始後「操業等開始届」を行ってください。
- ・課税免除の申請は課税免除を受けようとする年の1月末まで、補助金の申請は要件を具備した後(「新たに雇用される者：〇人以上」が要件となる場合は1年を超えて雇用された後)から1月末までに、申請を行ってください。

【問合せ先】 釧路市産業振興部産業推進室(〒085-8505 釧路市黒金町7丁目5番地)・TEL：0154-31-4550)

詳細・様式等は釧路市ホームページからご覧ください <https://www.city.kushiro.lg.jp/sangyou/sanshien/1006394/1006395.html>

## 北海道産業振興条例に基づく支援



## 【助成金】

2023(令和5)年4月1日改正施行

対象業種・事業		対象地域	補助要件	区分	助成額	限度額	通算限度額			
成長産業分野 類型1	<ul style="list-style-type: none"> <li>自動車関連製造業</li> <li>宇宙・航空機関連製造業</li> <li>高機能素材・複合材料関連製造業</li> </ul>	全道(札幌市除く) (植物工場は、工業団地と工場適地を対象とする)	<ul style="list-style-type: none"> <li>投資額5億円以上</li> <li>雇用増20人以上</li> </ul>	新設	投資額の10%	15億円	20億円			
				増設	投資額の5%	5億円				
				新設	投資額の10%	10億円	13億円			
				増設	投資額の5%	3億円				
	<ul style="list-style-type: none"> <li>電気・電子機器製造業</li> <li>医薬品製造業</li> <li>食関連産業</li> <li>植物工場</li> <li>新エネルギー関連製造業</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>新エネルギー供給業</li> <li>※市町村支援の対象であること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>投資額10億円以上</li> <li>雇用増1人以上</li> </ul>	新設	投資額の5%	1億円	1億5千万円		
					増設	投資額の2.5%	5千万円			
	<ul style="list-style-type: none"> <li>データセンター事業</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>【一般型】</li> <li>投資額10億円以上</li> <li>雇用増5人以上</li> <li>【環境配慮型】</li> <li>投資額20億円以上</li> <li>雇用増5人以上</li> </ul>	新設	投資額の10%	【一般型】 3億円 【環境配慮型】 5億円	<ul style="list-style-type: none"> <li>【一般型】</li> <li>4億5千万円</li> <li>【環境配慮型】</li> <li>7億5千万円</li> </ul>		
					増設	投資額の5%	【一般型】 1億5千万円 【環境配慮型】 2億5千万円			
	<ul style="list-style-type: none"> <li>基盤技術産業</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>投資額2,500万円以上</li> <li>雇用増5人以上</li> </ul>	新設	投資額の10%	3億円	13億円		
					増設	投資額の5%				
<ul style="list-style-type: none"> <li>本社機能移転事業</li> </ul>	設備投資	全道(札幌市を除く)	<ul style="list-style-type: none"> <li>投資額1億円以上</li> <li>雇用増20人以上</li> </ul>	新設	投資額の10%	1億円	—			
	賃借	全道		<ul style="list-style-type: none"> <li>投資額要件なし</li> <li>雇用増20人以上</li> </ul>	新設	1年間の賃料 1/2×3年間	1千万円/年	—		
発展基盤施設分野	<ul style="list-style-type: none"> <li>自然科学研究所</li> <li>※成長産業分野に関連する業種に限る</li> </ul>	全道	<ul style="list-style-type: none"> <li>投資額10億円以上</li> <li>研究員5人以上</li> </ul>	新設	投資額の10%	10億円	13億円			
				増設	投資額の5%	3億円				
	<ul style="list-style-type: none"> <li>高度物流関連事業</li> <li>※成長産業分野に関連する事業に限る</li> </ul>	全道(札幌市を除く)	<ul style="list-style-type: none"> <li>投資額20億円以上</li> <li>雇用増20人以上</li> </ul>	新設	投資額の10%	5億円	6.5億円			
				増設	投資額の5%	1.5億円				
市町村連携促進分野 類型2	<ul style="list-style-type: none"> <li>製造業</li> <li>自然科学研究所</li> <li>高度物流関連事業</li> <li>データセンター事業</li> <li>IT産業(ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、インターネット付随サービス業)</li> <li>コールセンター事業</li> <li>植物工場</li> </ul>	特別対策地域と地域未来投資促進法適用地域が重複する地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>投資額2,500万円以上</li> <li>雇用増5人以上</li> </ul>	新設	投資額の8%	1億円	投資助成 3億円			
					雇用増1人あたり50万円(雇用増が6人以上の場合6人目から支給)	5千万円				
				増設	投資額の4%	1億円				
					雇用増1人あたり50万円(雇用増が6人以上の場合6人目から支給)	5千万円				
				<ul style="list-style-type: none"> <li>※市町村が行う立地助成措置の対象であること</li> </ul>	工業団地 (製造業又は植物工場に限る)	<ul style="list-style-type: none"> <li>投資額5千万円以上</li> <li>雇用増5人以上</li> </ul>		新設	投資額の8%	1億円
								増設	投資額の4%	

# 地域未来投資促進法に基づく基本計画を策定しています

釧路市・白糠町は、地域未来投資促進法に基づく基本計画を策定し、2017年（平成29年）12月22日に国の同意を得ました。

基本計画が同意されたことにより、事業者が、この基本計画を踏まえた「地域経済牽引事業計画」を策定し、北海道知事の承認を得ることで、国等の支援措置（国が示す補助金の活用、課税の特例、金融支援など）を、それぞれの要件を満たすことで受けることができますようになります。

## 釧路市・白糠町の基本計画の概要と支援措置

### 1 基本計画で設定している地域特性

- ① 釧路白糠地域の水産物・生乳等の特産物を活用した食料品製造関連分野
- ② 釧路白糠地域の「紙・パルプ産業」「機械・金属産業」等の集積を活用したものづくり関連分野
- ③ 釧路白糠地域のIT産業の集積を活用したIT関連産業分野
- ④ 釧路白糠地域の石炭等のエネルギー資源を活用した環境・エネルギー関連分野
- ⑤ 釧路白糠地域の阿寒摩周国立公園等の観光資源を活用した観光関連分野
- ⑥ 釧路白糠地域の食料品製造業の集積を活用した卸売・小売業関連分野
- ⑦ 釧路白糠地域の釧路港等の交通インフラを活用した物流関連分野

### 2 国が示す主な支援措置

#### ① 予算による支援措置

- ・国が示す補助金の優先採択など

#### ② 税制による支援措置

- ・課税の特例など

※先進性を有すること等について国の確認を受ける必要があります。

#### ③ 金融による支援措置

- ・政府系金融機関による金融支援など

市の固定資産税の課税免除が受けられる場合の一つに、この「国の確認」を受けた場合があります。（釧路市の優遇制度「課税免除」参照）

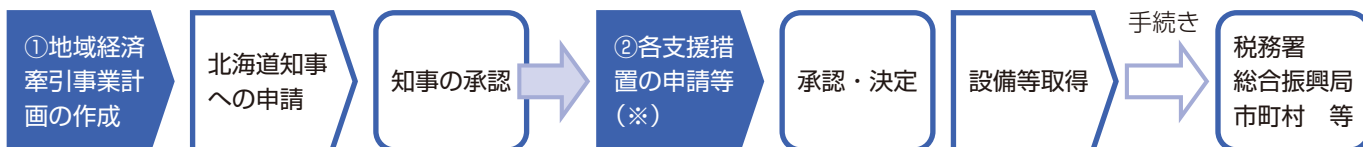
### 3 各種支援措置を受けるには

「地域経済牽引事業計画」の承認及び「各種支援措置の要件を満たす」ことが必要です。

- ① 基本計画をふまえた「地域経済牽引事業計画」を事業者が策定し、北海道知事の承認を受ける

申請書の提出先：北海道経済部産業振興局産業振興課立地支援グループ

- ② ①の承認を受けた後、各支援措置の要件を満たすことが必要です。（※）



（※）各支援措置の内容により、申請手続きや設備等取得のタイミングが異なります。詳細は各支援措置の要件をご覧ください。

# 釧路市への交通アクセス

## 道内からのアクセス

### 鉄道

釧路

- ← 約4時間10分 → 札幌
- ← 約2時間20分 → 根室
- ← 約3時間 → 網走

### 飛行機

釧路空港

- ← 約45分 → 札幌  
(新千歳空港・丘珠空港)

### 空港連絡バス

釧路空港

- ← 約45分 → 釧路駅
- ← 約15分 → 阿寒 ← 約45分 → 阿寒湖

### 都市間バス

釧路

- ← 約5時間20分 → 札幌
- ← 約2時間30分 → 根室
- ← 約6時間30分 → 旭川
- ← 約3時間 → 北見



## 道外からのアクセス

### 飛行機

釧路空港

- ← 約1時間40分 → 東京 (羽田空港)
- 約2時間 → 大阪 (伊丹空港・関西空港)
- ← 約1時間50分 → 名古屋 (中部国際空港)

## 企業立地に関するお問い合わせ先

### 釧路市 産業振興部 産業推進室

〒085-8505 釧路市黒金町7丁目5番地

電話：0154-31-4550 FAX：0154-22-8972

E-mail：sa-sangyousuishin@city.kushiro.lg.jp